別表六（七）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の4第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「税額控除割合の計算」及び「税額基準割合の調整」の各欄は、当該事業年度が平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度である場合にのみ記載すること。

3　「中小企業者等税額控除限度額　(9)×((8)又は0.12)　」の欄は、当該事業年度（平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度に限る。）が租税特別措置法第42条の4第8項第4号に規定する設立事業年度である場合には、「(8)又は」を消すこと。

4　「当期税額基準額　(15)　」の欄は、別表六(九)「19」の欄に金額の記載がある場合には、「、(0.25＋(13)又は(14))×(10)」を消すこと。

別表六（八）　特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特別試験研究費の額 (13の計)	1	円	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」)	6	円
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(六)「3」)又は(別表六(七)「3」)	2		当期税額基準額 (6)×$\frac{5}{100}$	7	
差引対象特別試験研究費の額 (1)－(2)	3		当期税額控除可能額 ((5)と(7)のうち少ない金額)	8	
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 ((3)と(14)のうち少ない金額)	4		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の③」)	9	
特別研究税額控除限度額 (4)×$\frac{30}{100}$＋((3)－(4))×$\frac{20}{100}$	5		法人税額の特別控除額 (8)－(9)	10	

特別試験研究費の額の明細

措法第42条の4第6項各号の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額
11	12	13
第1号・第2号		円
第1号・第2号		
第1号・第2号		
第1号・第2号		
第1号・第2号		
計		
同上のうち(11)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額　14		

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）